

## 青梅市と明治安田生命保険相互会社との健康増進に関する連携協定書

青梅市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、健康増進に関する取組を推進するに当たり、相互に連携・協力することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、青梅市民（以下「市民」という。）の健康増進や市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、市民にかかる次の事項について連携し協力する。

- (1) 健康づくりに関すること
- (2) がん対策に関すること
- (3) 感染症対策に関すること
- (4) その他の健康増進に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項の具体的な内容、推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

3 甲及び乙は、第1項の連携の結果を踏まえ、その後の連携事項の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

### （有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による申出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができる。

(協定の変更及び解約)

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、本協定を変更し、又は解約することができるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得た秘密を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(協議事項)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が押印の上、各自1通を保有する。

令和3年2月16日

甲 青梅市  
代表者 青梅市長 浜 中 啓 一

乙 東京都立川市曙町2丁目17番3号  
明治安田生命保険相互会社立川支社  
支社長 平 田 康 典